

議案第 37 号

特別区道路線の廃止

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 20 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、本案を提出する。

特別区道路線の廃止

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、特別区道路線を次のように廃止する。

整理番号	起 終 点	備 考
R 5 - 4	世田谷区 上祖師谷六丁目798番2地先無番から 上祖師谷七丁目891番1地先無番まで	上祖師谷六丁目31番から 上祖師谷七丁目10番まで

(参考)

延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	面 積 (平方メートル)	道路の現況
105.39	2.65から 2.77まで	286.82	一部形態あり 一部形態なし

案内図 (参考)

	廃止する特別区道路線
---	------------

街区	上祖師谷六丁目 31番から 上祖師谷七丁目 10番まで
----	--------------------------------

